

改正

平成15年3月31日規則第18号

平成17年12月27日規則第67号

平成27年6月5日規則第22号

平成28年3月9日規則第25号

平成30年3月16日規則第6号

行田市補助金等交付規則

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例その他特別の定めがある場合を除くほか、補助金等の基本的な事項及び交付に関する事項を定めることにより、予算の執行及び補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が市民又は市内の団体等に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金、負担金その他の財政援助的給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の原則)

第3条 補助金等は、次に掲げる原則に沿ったものでなければならない。

- (1) 公平であること。
- (2) 適正であること。
- (3) 公益性があること。
- (4) 重要度の高いこと。
- (5) 行政効果があること。

(補助金等の見直し)

第4条 市長は、補助金等について5年を超えない範囲内で行田市補助金等調査委員会の諮問に付し、調査、検討するものとする。

(関係者の責務)

第5条 職員は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市民から徴収される税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令、条例、規則等及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めるものとする。

2 補助事業者は、補助金等が市民から徴収される税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、法令、条例、規則等及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めなければならない。

(補助金等の交付)

第6条 補助金等は、毎会計年度予算の定めるところに従い、かつ、この規則の定めるところにより交付するものとする。

(補助金等の交付の申請)

第7条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事の施行にあつては実施設計書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第8条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて交付の決定を行うことができる。

(補助金等の交付の条件)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付し、又は指示をすることができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に対し、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受理した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認)

第12条 補助事業者は、補助事業等の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかにその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったとき、又は前項の報告があったときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分について既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補助事業等の遂行)

第13条 補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業等実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。第12条第1項の規定により中止又は廃止の承認を受けた場合も、同様とする。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査

及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第5号）により当該補助事業者に対し通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して求めることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

（補助金等の交付の時期）

第17条 補助金等は、第15条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。

（2） 補助金等を他の用途に使用したとき。

（3） 補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用する。

3 第10条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第19条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金等返還請求書（様式第7号）により期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える

補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を求めるものとする。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で取得価格又は効用の増加価格が単価50,000円以上のもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(関係書類の整備)

第21条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(調査等)

第22条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員に関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度予算に係る補助金等から適用する。

(南河原村の編入に伴う経過措置)

2 南河原村の編入の日前に、南河原村補助金等に関する条例（昭和51年南河原村条例第54号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成15年3月31日規則第18号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規則第67号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成27年6月5日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月9日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年 3 月16日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

補 助 金 等 交 付 申 請 書

年 月 日

行田市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名



行田市補助金等交付規則(昭和52年規則第6号)第7条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 金 等 の 名 称	
補 助 事 業 等 の 目 的 及 び 内 容	
補 助 事 業 等 の 効 果	
補助事業等の経費所要額	円
補 助 金 等 の 額	円
補助事業等の着手年月日 及び完了年月日(予定)	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 実施設計書 4 5 6
※担 当 課 処 理 欄	

注 ※印の欄は、記入しないこと。

補助金等交付決定通知書

行 第 号
年 月 日

申請者 様

行田市長



年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので行田市補助金等交付規則(昭和52年規則第6号)第10条の規定により通知します。

補助金等の名称	
補助事業等の名称	
補助対象金額(率)	
交付金額	
交付予定時期	
交付条件	

様式第3号（第12条関係）

補助事業等 計 画 変 更 申 請 書
中 止（ 廃 止 ）

年 月 日

行田市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名



行田市補助金等交付規則(昭和52年規則第6号)第12条の規定により、次のとおり申請します。

補助金等の名称	
補助事業等の名称	
補助事業等の内容	変更前
	変更後
変更又は中止(廃止)の理由	
変更又は中止(廃止)の年月日	年 月 日(予定)

補助事業等実績報告書

年 月 日

行田市長

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名



行田市補助金等交付規則(昭和52年規則第6号)第14条の規定により、次のとおり報告します。

補助金等の名称	
補助事業等の名称	
補助事業等の施行場所	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
補助金等の交付決定通知額	円
補助金等の既交付額	円
補助事業等の経費精算額	円
補助事業等の経過及び内容	
添付書類	1 収支決算書 2 3
※担当課処理欄	

注 ※印の欄は、記入しないこと。

補助金等確定通知書

行 第 号
年 月 日

補助事業者 様

行田市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金等の額を確定したので、行田市補助金等交付規則(昭和52年規則第6号)第15条の規定により通知します。

補助金等の名称	
補助金等の交付決定通知額(A)	円
補助事業等の経費精算額	(補助対象額) 円
補助率	
補助金等の交付確定額(B)	円
(A) - (B)	円

補助金等交付請求書

年 月 日

行田市長

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名



行田市補助金等交付規則(昭和52年規則第6号)第17条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助金等の名称	
補助事業等の名称	
補助金等の交付決定通知額	円
補助金等の交付確定額	円
補助金等の既交付額	年 月 日 交付.....円 年 月 日 交付.....円 年 月 日 交付.....円 計.....円
今回交付請求額	円
未交付額	円
添付書類	1 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し 2

補助金等返還請求書

行 第 号
年 月 日

補助事業者 様

行田市長



行田市補助金等交付規則(昭和52年規則第6号)第19条の規定により、次のとおり返還を請求します。

補助金等の名称	
補助事業等の名称	
補助金等の交付決定通知額	円
補助金等の交付確定額	円
補助金等の既交付額	年 月 日 交付.....円 年 月 日 交付.....円 年 月 日 交付.....円 計.....円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を請求する理由	
返 還 方 法	